

自 平成31年 3月 5日

至 平成31年 3月 19日

第2回 和木町議会定例会

平成31年第2回和木町議会定例会

(平成31年 3月 5日)

○ 議事日程

別紙のとおり

○ 会議に付した事件

1. 報告第 1号

例月現金出納検査の結果について

2. 諮問第 1号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

3. 議案第 3号

平成30年度和木町一般会計補正予算(第5号)

4. 議案第 4号

平成30年度和木町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

5. 議案第 5号

平成30年度和木町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)

6. 議案第 6号

平成30年度和木町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)

7. 議案第 7号

平成30年度和木町介護保険特別会計補正予算(第3号)

8. 議案第 8号

平成30年度和木町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

9. 議案第 9号

和木町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

10. 議案第10号
和木町中央公民館関ヶ浜分館施設整備基金条例について
11. 議案第11号
和木町すくすくこども基金条例について
12. 議案第12号
和木町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
13. 議案第13号
和木町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
14. 議案第14号
平成31年度和木町一般会計予算
15. 議案第15号
平成31年度和木町国民健康保険特別会計予算
16. 議案第16号
平成31年度和木町簡易水道事業特別会計予算
17. 議案第17号
平成31年度和木町公共下水道事業特別会計予算
18. 議案第18号
平成31年度和木町介護保険特別会計予算
19. 議案第19号
平成31年度和木町後期高齢者医療特別会計予算
20. 議案第20号
和木町公共下水道大竹庄送幹線の建設工事委託に関する協定の一部を変更することについて
21. 議案第21号
和木町地域活動支援センターの指定管理者の指定同意について
22. 議案第22号
和木町道路線の認定について
23. 議案第23号
山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について

24. 議案第24号

山口県市町総合事務組合の財産処分について

25. 議案第25号

周陽環境整備組合規約の変更に関する協議について

26. 議案第26号

和木町一般職の任期付職員の採用等に関する条例について

○出席議員（10名）

1 番	嘉 屋 富 公	
2 番	上 田 丈 二	
3 番	中 村 充 子	
5 番	灰 岡 裕 美	
6 番	村 田 良 子	
7 番	上 岡 富 士 夫	
8 番	森 脇 明 美	
9 番	中 磯 利 博	
10 番	兼 本 信 昌	副議長
11 番	西 村 榮 弘	議長

○説明のため出席した者

町 長	米 本 正 明	
副 町 長	河 内 洋 二	
企画総務課長	田 中 雅 彦	
税 務 課 長	吉 岡 司	
住民サービス課長	村 岡 辰 浩	
都市建設課長	末 岡 靖 士	
保健福祉課長	森 本 康 正	
教 育 長	重 岡 良 典	教育委員会
事 務 局 長	渡 邊 良 平	〃

○会議に従事した職員

事 務 局 長	田 中 敬 子
書 記	松 島 久 子

開 議 会	9時 00分
議 長	和木町広報係及び日刊いわくにさん、中国新聞さんから議場内のカメラ撮影の許可願いが出ておりますので、これを許可いたします。なお、携帯電話お持ちの方は、例によって電源のオフまたは適切な処置をお願いをいたします。
議 長	ただいまから、平成31年第2回和木町議会定例会を開会いたします。 これより本日の会議を開きます。
議 長	日程第1 会議録署名議員の指名を行います。 本定例会の会議録議員は、会議規則第124条の規定により、9番議員 中磯利博君、10番議員 兼本信昌君を指名をいたします。
議 長	日程第2 諸般の報告を行います。 先の定例会以降、2月5日、全国市議会議長会基地協議会第82回の総会が東京で開催され、私が出席をいたしました。 2月15日、山口県町議会議長会定例会が山口で開催をされ、私が出席し、平成31年度予算審議を行ってまいりました。 その他につきましては、お手元に諸般の報告として配布をしておりますのでご了承を願います。
議 長	次に、本定例会の開催にあたり、議会運営委員会が開催されましたので、その結果を委員長からご報告を願います。 議会運営委員会委員長 中村充子君。
中 村 議 員	おはようございます。 議会運営委員会からご報告を申し上げます。 町長から3月5日に議会が招集されたことに伴い、2月26日に議会運営委員会を開催し、本定例会の運営について次のおり申し合わせを行いました。 本定例会に付議されております案件は、報告1件、諮問1件、

議案 23 件でございます。

本定例会の議会運営でございますが、本日初日に議案第 3 号から議案第 25 号までの議案説明と質疑を行い、諮問第 1 号につきましては、本日中に採決まで行います。

3 月 7 日に一般質問、最終日を 3 月 19 日とし、討論、採決を行うことといたします。

なお、議案第 14 号から議案第 19 号、平成 31 年度予算案につきましては、議長を除く全議員による予算特別委員会を設置し、内容を審査することといたしました。

よって、本定例会の会期を、本日 3 月 5 日から 3 月 19 日までの 15 日間とし、日程はお手元に配布してありますとおりでございます。

どうぞ皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げ、以上議会運営委員会からの報告といたします。

議会運営委員会委員長 中村 充子

議長 以上で、諸般の報告を終わります。

議長 日程第 3 会期の決定を議題といたします。

おはかりします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から 3 月 19 日までの 15 日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から 3 月 19 日までの 15 日間とすることに決定をいたしました。

議長 日程第 4 行政報告について
町長の報告を求めます。米本町長。

米本町長

おはようございます。それでは3件の行政報告をさせていただきます。

まず最初に、職員の不祥事に係る処分についてでございます。

先の平成30年12月定例会の行政報告において、本町50歳代男性職員が酒気帯び運転をし、大竹市内で検挙されるという、職員の不祥事について報告をさせていただきました。

このことに対する免許停止や罰金などの処罰が2月15日に確定をしました。今回の不祥事は、全体の奉仕者である公務員としてふさわしくない違法、違憲行為であり、町民の皆さまからの信用を著しく失墜させるなど、地方公務員法に違反することから、同日付で同職員を停職2か月の懲戒処分といたしました。地域の安心、安全並びに福祉の向上を担うべき町職員が、このような不祥事を起こしたことに、誠に申し訳なく思っております。職員に対する綱紀粛正については、機会あるごとに注意喚起してきたところですが、今後は職員に対し法令順守と服務規律の確保について、指揮・監督を一層徹底し、再発防止と信頼の回復に努めてまいります。

以上、職員の不祥事に係る処分について報告といたします。

次に、新春日米交流書き初め会についてでございます。

1月5日（土）和木小学校室内運動場において、米軍岩国基地の子ども18人と和木町の小中学生29人が参加し、日米交流書き初め会を行いました。

米軍岩国基地との交流という今のかたちになって3回目の書き初め会ですが、今年も岩国基地司令官のリチャード・F・ファースト大佐や中四国防衛局の赤瀬正洋局長にもご出席をいただきました。

初めに、広島県立大竹高校の書道部の皆さんが大きな筆を使って、「人は幸せに辿り着くために生きているんじゃない。今この瞬間の幸せを感じる為に生きているんだ 幸福」と力強く書き上げるパフォーマンスを披露いたしました。

引き続き、大竹高校書道部の先生と生徒・スタッフからの指導を受けながら、日米の子どもたちが各自の思いを文字に表わ

し書き初めを行いました。

本町では、中学生を対象としたオーストラリアホームステイ事業やイングリッシュキャンプ派遣助成など、英語教育に力を入れていますが、昨年夏にイングリッシュキャンプに参加した生徒さんも基地の子どもたちと協力し合い、一緒に書き初めを行っていました。このときの大竹高校書道部の皆さんと参加した子どもたちの作品は、1月11日から16日まで和木美術館で展示をいたしました。

書き初め終了後は、けん玉・凧揚げ・竹馬・竹とんぼなどの昔遊びや食事会などが行われ、子どもたちの間で交流を深めることができました。

今後もこの書き初め会を米軍基地と基地周辺市町の住民との相互交流を深める事業として継続してまいりたいと考えています。

以上、新春日米交流書き初め会についての報告といたします。

最後になりますが、町ぐるみ「和木学園」構想事業についてでございます。

町全体を学園と捉えて、その学園で行われる生涯学習を推進する取組で、今年度で2年目を迎えました。生涯教育を推進するイベントやニーズに応じた講座づくりを展開するとともに、これまで取り組んでいる活動も和木学園の一部として捉えており、“みんなが生徒みんなが先生”との考え方のもと、町内の“ひと・もの・こと”を洗い出し、参加者の皆さんからのアンケートの回答などにより講座を企画し、町民の皆さまに参加をいただいております。

具体的な講座としましては、5月から通年講座として、和木小学校の農園「感時園」で野菜作りを行う「和木学農園」を開催し、12人の方に参加をいただいております。このほかに4月の「歴史教室」、6月の「子ども向け料理体験講座」、8月の「弥栄ダム見学」、10月には和木中学校卒業生である、大和大学准教授の竹本知行さん、和木学園の歴史教室講師の正中克磨さんをお招きし、小学校・中学校で幕末期の解説を行った「よ

うこそ先輩」、そして1月には「和木学園スキーツアー」を開催するなど、ほぼ2ヶ月間隔で講座を開催してきました。

また、今年18日には「福岡教育大学吹奏楽部と和木中学校吹奏楽部のジョイントコンサート」を開催する予定で、中学校吹奏楽部に良い刺激を頂けるのではないかと考えています。

その他、教育委員会所管以外のイベントや既存の活動につきましても、生涯学習に関わるものには、和木学園の名称使用についてご協力をいただいているところです。

今後も多くの町民の皆さんに町ぐるみ「和木学園」の構想についてご理解をいただき、かつご参加いただけるよう、進めていく予定です。

以上、町ぐるみ「和木学園」構想事業についてのご報告といたします。

以上、3件の事柄について行政報告とさせていただきます。

議 長 日程第5 報告第1号 例月現金出納検査の結果について
監査委員から、お手元に配布してあるとおり、例月現金出納検査の結果が報告がありましたのでご了承願います。

議 長 日程第6 諮問第1号 人権擁護委員候補の推薦につき意見を求めることについて
これを議題といたします。執行の説明を求めます。
河内副町長。

河内副町長 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてご説明を申し上げます。

現在人権擁護委員を務めていただいております上岡宣雄さんの委員としての任期が本年6月末を以て満了となります。

本議案は新たに村上邦明さんを人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦するため、人権擁護委員法第6条第3号の規定に基づき町議会の意見を求めるものでございます。

村上さんの経歴につきましては、平成20年から安禅寺副住職、平成22年から安禅寺住職として現在に至っておられま

す。

また、平成29年から、和木町コミュニティスクール委員、和木中学校学校運営協議会委員、和木町いじめ対策協議会委員を歴任され、広い行政知識をお持ちで、地域社会の実情にも精通しておられるうえ、児童や障害者の人権問題等についても深い造詣をお持ちの方で、必ずや人権擁護委員としてご尽力いただけるものと確信をしております。

村上さんは現在和木1丁目にお住まいで、年齢は39歳でございます。

なお、任期は本年7月1日から2022年6月30日までの3年間となります。

以上で、諮問第1号の説明を終わります。

議 長 諮問第1号について質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結をし、討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長 討論がないようですので、討論を終結をし採決に入ります。
本案については、原案に異議のない旨、答申することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 全員挙手。

議 長 したがって、諮問第1号は原案に異議のない旨、答申することに決定をいたしました。

議 長 日程第7 議案第3号 平成30年度和木町一般会計補正

田中企画
総務課長

予算（第5号）について

これを議題といたします。執行の説明を求めます。

田中企画総務課長。

議案第3号 平成30年度和木町一般会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

補正予算の概要といたしましては、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ1億8,873万6千円を減額し、総額を59億755万4千円とするものでございます。

今回の補正予算は、他市町村への委託保育料などに必要な経費を計上するとともに、法人町民税や緑ヶ丘団地第2棟建設事業に係る社会資本整備総合交付金の増額など、決算見込み額に応じて予算額の調整を行なうものとなっています。

それでは、第1表歳入歳出予算補正の第3ページ歳出からご説明申し上げます。

款1 議会費 110万円の減額は、職員手当と費用弁償を減額するものです。

款2 総務費は、電算システム管理事業費858万3千円の減額、土地開発公社貸付金800万円の減額、ふるさと納税お礼品2,300万円の減額その他、各項における決算見込みにより、総務費全体で4,289万6千円を減額しています。

款3 民生費の4,657万1千円の減額は、介護・施設訓練等給付費900万円の減額、介護保険特別会計繰出金1,178万5千円の減額、他市町村への委託保育料299万6千円の増額などを行うものです。

款4 衛生費561万9千円の減額は、妊婦健康診査委託料180万円の減額、岩国市ごみ焼却施設負担金100万円の減額が主なものでございます。

款5 農林水産業費は、財源更生を行うもので、予算額の変更はございません。

款7 土木費6,721万9千円の減額につきましては、装束雨水ポンプ場改修工事負担金2,451万2千円の減額、耐震対策緊急促進事業補助金1,745万7千円の減額が主なもので、その他は、各項において決算見込みに応じたものです。

款8 消防費1,027万6千円の減額は、防災行政無線デジタル化整備事業931万1千円の減額などを行うものです。

款9 教育費の853万7千円の減額は、オーストラリア海外派遣事業委託料110万円の減額、給食センター管理運営事業の賄材料費200万円の減額などを行うものです。

款10 災害復旧費651万8千円の減額につきましては、道路災害復旧工事454万5千円の減額などを行うものです。

続きまして、1ページの歳入についてご説明申し上げます。

款1 町税1億1,830万円の増額につきましては、個人町民税710万円の減額、法人町民税1億2,540万円の増額によるものです。

款2 地方譲与税は、特別とん譲与税300万円を増額するものです。

款6 地方消費税交付金 75万9千円の減額、

款7 ゴルフ場利用税交付金 130万円の減額、

款10 地方交付税 164万2千円の増額、

款12 分担金及び負担金 203万6千円の減額、

款13 使用料及び手数料 10万6千円の減額、

以上につきましては、いずれも決算見込みに応じて調整するものでございます。

款14 国庫支出金6,186万8千円の増額につきましては、介護・施設訓練等給付費負担金695万5千円の減額、番号法制度対応システム改修業務費補助金568万7千円の増額、緑ヶ丘団地第2棟建設事業に係る社会資本整備総合交付金7,925万2千円の増額などを行うものです。

款15 県支出金1,061万円の減額は、介護・施設訓練等給付費負担金347万8千円の減額、社会資本整備総合交付金675万6千円の減額が主なもので、その他は、各項におきまして決算見込み額によるものです。

款17 寄付金4,391万4千円の減額は、ふるさと納税4,444万3千円の減額などによるものです。

款18 繰入金は、今回の補正予算の歳入歳出を調整するため、財政調整基金繰入金1億8,766万1千円を減額するものです。

款20 諸収入1,186万円の減額は、土地開発公社貸付金元金収入800万円の減額、福祉医療高額療養費立替分200万円の減額などを行うものです。

款21 町債1億1,530万円の減額につきましては、各事業の入札による減額などに伴い借入額を変更することに伴うものでございます。

なお、今回の補正後の財政調整基金の残高につきましては、11億6,178万8千円になる予定となっております。

次に、5ページ第2表 繰越明許費についてご説明申し上げます。

新元号対応業務委託料427万7千円、装束雨水ポンプ場改修工事負担金1,566万2千円を翌年度に繰り越すものでございます。

続きまして、6ページ第3表 債務負担行為補正につきましては、債務負担行為として挙げておりました関ヶ浜分館解体工事を廃止するものです。

最後に、7ページの第4表 地方債補正につきましてご説明申し上げます。

入札による減額などにより、各事業に係る借入れ限度額について、岩国市ごみ焼却施設整備事業負担金を4億6,160万円

から4億5,010万円に、緑ヶ丘住宅第2棟建設事業を1億9,710万円、装束雨水ポンプ場改修事業を1,560万円、防災行政無線デジタル化整備事業560万円、全国瞬時警報システム整備事業190万円、公民館瀬田分館建設事業を2,180万円に変更して借り入れるものでございます。

以上で議案第3号の説明を終わります。

議長 本案に対する質疑を許します。
質疑はありませんか。
灰岡裕美君。

灰岡議員 まず、ふるさと納税について質問いたします。
ふるさと納税は4,444万3千円の大きな減額となっております。昨年9月、総務省が豪華な返礼品を用意して寄付金を奪い合う競争が激化している事を受けまして、還元率の高い返礼品や地場産品で無い返礼品を用意している自治体をふるさと納税から外すことを視野に入れ、制度の見直しを検討している事がわかりました。これ以降総務省の返礼品調査が行われ、本町でも大きな見直しを余儀なくされました。
質問です、本町で指摘を受けた返礼品はありますか。

議長 田中企画総務課長。

田中企画総務課長 指摘を受けた項目については、まず返礼率について3割を超えるべきではないという総務省から通知がありました。年度当初は3割を超えておりまして4割から5割の返礼率でお礼品を返したものもありました。この点が1点指摘されることと、もう1つ地場産品ではないものとして返礼品の中でアイスクリームが掲げられております。それと全国的になんですけど、姉妹都市に掛かるお礼品、姉妹都市からのお礼品は地場産品ではないという通知が総務省からもなされました。和木町では、姉妹都市恵庭市からの特産品、釜飯ですけど、こ

れを入れておりましたので、この事について指摘を受けております。

議長 灰岡裕美君。

灰岡議員 今おっしゃられたような指摘を受けて、いつどのような対応をとられたのでしょうか。

議長 田中企画総務課長。

田中企画総務課長 まず返礼率の3割を超えていた部分についてなんですが、これにつきましては主に寄付金額を上げさせていただいて3割以下にしております。返礼率をですね。それとアイスクリーム、それから姉妹都市からの特産品については、お礼品としての取扱を止めております。これはいずれも11月1日から変えております。

議長 灰岡君。

灰岡議員 それでは今年の、月毎のふるさと納税の件数を質問致します。

議長 田中企画総務課長。

田中企画総務課長 件数とですね、金額も述べさせていただいてよろしいですかね、まずですね、平成28年について28年、1 去年は年間で2,806件の3,545万円、年間でこれだけのふるさと納税をいただいております。29年度、年間トータルで7,062件、9,560万円のふるさと納税額をいただいております。今年度当初は、当初予算で6千万円の予算額、ふるさと納税の歳入を見込んでおりました。

昨年と比較致しまして、今年の4月から9月までこの6ヶ月間で、29年度が1,373件で1,835万円いただい

ておりました。これが今年度に入りまして4月から9月で2,492件、3,266万円、昨年度と大きく伸びて好調な歳入を得ていましたので、9月定例会の補正予算におきまして当初予算6千万円から4千万円増額の1億円に引き上げております。

11月1日から先程申しましたように取扱を変えた訳なんですけど、29年度の11月が、件数が1,902件、1,412万円の歳入がありました。今年度11月が207件の338万円、大幅に減額しております。12月について29年度は3,126件の4,162万円、これが今年度は12月384件の629万円というふうに大幅に減っております。ふるさと納税は年末に向けて急激に増えていって年が明けると減額する傾向にあるんですけど、1月を比較しますと、29年度は229件の270万9千円、今年は1月に76件の105万6千円、2月については、昨年度は206件の247万円、今年は104件の147万7千円というふうになっております。本年度につきましては現在のところ5,360万円のふるさと納税をいただいております。今後もさほど伸びが見込めないということで減額補正をさせていただくということでございます。

議長 はい、他に。
兼本信昌君。

兼本議員 まず歳入少し伺ってみようと思っておりますけど、歳入の部分です、ね、法人町民税1億2,540万円の補正が組まれております。大きな法人税の伸びなんですけど、この理由、また分析結果がわかればお知らせください。

議長 吉岡税務課長。

吉岡税務課長 1億2,540万円の約9割、1億1,200万円ですが、町内の大手企業の決算確定申告によりまして入ってます。半

年後の予定申告でその半分が入ってきますのでそういう金額になります。残りの1千万ぐらいについては増額の会社が62法人、減額の法人が33法人ですのでその差額分の積み上げで1千万ぐらい増えているのだと思っています。

議 長 兼本君。

兼本議員 この実績の伸びはまた来年度に向かって伸びるといふふうに予想されますか。

議 長 吉岡税務課長。

吉岡税務課長 来年度入ると根拠というものがちょっと見出せませんでしたので来年度については法人税割は見ず均等割だけで見えています。大企業に関しては。

議 長 兼本君。

兼本議員 2件目なんですけど、これ民生費になります。35ページの方になりますけど、民生費でですね、これは病児病後児保育の広域利用負担金、病気になったお子さまをですね預けるといふことなんですけど、この辺88万1千円の増加ということですね、この辺数字等がわかればですね、利用者の増加、わかれば教えてください。

議 長 渡邊教育委員会事務局長。

渡邊教育委員会事務局長 今年度途中まで、4月から12月までの間ですね、大竹市の病児病後児の保育利用された方が延べ44人おられました。これを9ヶ月分でこの44人なんですけど、これを年間に均してみますと約59人ぐらい、これに昨年度の1人当たりの病児病後児保育の単価を掛けましてこの96万1千円程の金額が大竹市分が出ます。これに岩国市分、約3万2千円こ

れを加えて99万3千円として差額分を今回補正しているところでございます。

議長 兼本君。

兼本議員 ありがとうございます。続きましてですね、これは教育費、保健体育費の方になるんですかね、47ページ後半の部分になりますけど、給食センターのですね、賄い材料費が200万円減になっております。この原因がわかれば教えてください。

議長 渡邊事務局長。

渡邊教育委員会事務局長 まず、予算要求時からの給食提供人数の減、これで約132万円ほど、それから台風など給食中止による賄い材料費の減、これを66万円ほど、あと残り2月、3月分の実質分の減額見込みを加えて200万の減額としております。

議長 その他ございませんか。
はい灰岡君。

灰岡議員 43ページ 款9教育費 項3中学校費について伺います。
国際交流事業110万円の減額になっておりますが、オーストラリアの海外派遣事業は開始から20年過ぎ、和木町の英語教育の大きな目玉となっております。

質問です、平成30年度当初予算では、オーストラリア海外派遣業務委託料として、20名分が組まれておりましたが、今回110万円の減額補正が組まれているということで、参加人数は何人だったのか。また、1人当たりの町の負担額に変更はあったのか質問いたします。

議長 渡邊事務局長。

渡 邊 議員おっしゃいましたように当初予算では20名分計上して
教育委員会 しておりましたが、実際参加者募ってみますとこの度は14名
事務局 長 参加でございました。それで参加者16名を下回りますと1
人当たりの金額が旅行の場合高くなりますので、当初予算で
は1人当たり46万2千円を考えておりましたが、14名の
参加により1人当たりの金額が49万5千円、町負担はここ
から参加者負担の20万円上限分を引いた、町負担としては
29万5千円が負担だったということになります。

議 長 灰岡君。

灰岡議員 それでは、中学校のオーストラリア海外派遣事業、過去5年
間の参加人数の推移を質問致します。

議 長 渡邊事務局長。

渡 邊 では、5年間で、26年度から申し上げます。26年度は参
教育委員会 加人数が20名、27年度は18名、28年度は17名、2
事務局 長 9年度は12名、30年度は14名、このようになっており
ます。

議 長 その他。
はい質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結をい
たします。

議 長 日程第8 議案第4号 平成30年度和木町国民健康保険
特別会計補正予算（第3号）について
これを議題といたします。執行の説明を求めます。
森本保健福祉課長。

森本保健 議案第4号 平成30年度和木町国民健康保険特別会計補
福祉課長 正予算（第3号）についてご説明いたします。

本議案は、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ、2,011万5千円を追加し、予算の総額を7億12万9千円とするものでございます。

今回の補正は、決算見込みによるものが主な内容となっております。

2ページの歳出からご説明いたします。

款1 総務費は、決算見込により総務管理費を319万円減額するものです。

款2 保険給付費は、増加傾向にある療養諸費596万8千円を増額し、減少傾向にある高額療養費を137万1千円減額、決算見込により、出産育児一時金42万円を減額するものです。

款3 国民健康保険事業費納付金は、医療給付費分、後期高齢者支援金分の確定により、それぞれ4万1千円と1万3千円を増額するものです。

款5 保健事業費は、決算見込により特定健康診査等事業費を30万円減額するものです。

款6 基金積立金は、今回の補正予算の歳入歳出を調整いたしまして、1,937万4千円を増額するものです。

続きまして、1ページの歳入についてご説明いたします。

款1 国民健康保険料は、調定額の変動、決算見込みに伴いまして122万円を増額するものです。

款2 県支出金は、決算見込により、県補助金を2,990万5千円増額するものです。

款4 繰入金につきましても、決算見込により、他会計繰入金347万円、基金繰入金707万8千円をそれぞれ減額するものです。

款6 諸収入につきましても、一般被保険者返納金の調定額により、雑入を46万2千円減額するものです。

以上で議案第4号の説明を終わります。

本案に対する質疑を許します。

議

長

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結をいたします。

議長 日程第9 議案第5号 平成30年度和木町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)

日程第10 議案第6号 平成30年度和木町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)

以上、2議案についてこれを議題といたします。
議事進行上、一括をして執行の説明を求めます。
末岡都市建設課長。

末岡都市建設課長 議案第5号及び第6号を一括してご説明申し上げます。
まず、議案第5号 平成30年度和木町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)についてでございますが、補正予算の概要は、歳入歳出予算の総額から、13万9千円を追加し、総額を9,572万4千円とするもので、決算見込みによる調整が主な内容でございます。

2ページの歳出からご説明します。

款1 総務費において、150万円を増額。

款2 積立金を136万1千円減額しております。

詳細については、10ページをご覧ください。

和木地区水道事業において、光熱水費を150万円増額しておりますが、これは、和木地区の水道使用料の決算見込みによるものでございます。

簡易水道事業基金積立金につきましては、平成30年9月議会決算において、136万の不要額が生じた為、136万1千円を基金に積み立てる予算組をしたところでございますが、この度の増額補正により、平成30年度の積立金を無しとするも

のでございます。

次に1ページの歳入についてご説明します。

款3 繰入金でございますが、歳入歳出調整して、一般会計から繰入金を13万9千円増額するものでございます。

次に、議案第6号 和木町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)についてご説明申し上げます。

補正予算の概要は、歳入歳出予算の総額から、1,847万2千円を減額し、総額を6億7,860万5千円とするもので、決算見込みによる調整が主な内容でございます。

2ページの歳出からご説明します。

款1 総務費において、1,847万2千円を減額しています。詳細については、12ページをご覧ください。

まず、下水道一般管理事業において、下水道台帳作成委託料の30万4千円の減額、消費税及び地方消費税の33万5千円の減額は、いずれも不要額によるものでございます。

ポンプ場維持管理事業の汚泥搬出処理業務1,100万円の減額は、入札減と決算見込み推量によるものでございます。

大竹圧送管復旧事業の既設管渠処理実施設計業務638万3千円の減額につきましては、復旧工事の延伸により、31年度に改めて予算計上するものでございます。

次に、1ページの歳入についてご説明します。

款6 諸収入において、794万9千円を減額しています。

詳細は10ページをご覧ください。

汚泥搬出負担金891万円の減額は、歳出予算の汚泥搬出処理業務委託料1,100万円の減額に伴う、大竹市からの負担金81%の減額でございます。

消費税及び地方税還付金96万1千円の増額は、確定申告によるものでございます。

款7 町債、90万円の減額は、4ページ第3表、地方債補正のとおり、起債対象事業費の減額によるものでございます。

款4 繰入金でございますが、歳入歳出調整して、一般会計からの繰入金を962万3千円減額しています。

次に3ページの第2表繰越明許費についてご説明いたします。

す。

大竹圧送管改築事業において、平成30年度事業費 4億4,600万円のうち、年度内の支出が、1億845万円の見込みとなったため3億3,755万円を翌年度に繰り越すものでございます。

以上で、議案第5号及び第6号の説明を終わります。

議 長 これより議案ごとに質疑を許します。
議案第5号について質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結をいたします。

議 長 議案第6号について質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結をいたします。

議 長 日程第11 議案第7号 平成30年度和木町介護保険特別会計補正予算(第3号)について

日程第12 議案第8号 平成30年度和木町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

以上、2議案についてこれを議題といたします。

議事進行上一括をして執行の説明を求めます。

森本保健福祉課長。

森本保健
福祉課長

議案第7号および議案第8号を一括してご説明いたします。
議案第7号 平成30年度和木町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

本議案は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ、6,711万8千円を減額し、予算の総額を5億3,062万9千円とするものでございます。

今回の補正は、決算見込みによるものが主なものでございます。

保険事業勘定の歳出2ページからご説明いたします。

款1 総務費は、決算見込により、総務管理費を109万円減額するものでございます。

款2 保険給付費は、決算見込みにより、介護サービス等諸費7,900万円を減額、支援サービス等諸費を130万円増額、高額介護サービス費等を230万円、特定入所者介護サービス費435万円をそれぞれ減額するものです。

款3 地域支援事業費は、決算見込みにより介護予防・生活支援サービス事業費220万円を減額するものでございます。

なお、一般介護予防事業費、包括的支援事業費、その他諸費につきましては、財源を更正するもので金額の変更は、ございません。

款4 基金積立金は、今回の補正の歳入歳出を調整いたしまして1,915万5千円を増額するものでございます。

款5 諸支出金は、財政調整交付金の過年度分の精算が確定いたしましたので、償還金及び還付加算金を129万4千円増額するものでございます。

続きまして、1ページの歳入についてご説明いたします。

款2 国庫支出金につきましては、交付申請額により、国庫負担金561万6千円を減額、国庫補助金につきましても、交付申請額により、770万7千円を減額するものです。

款3 支払基金交付金も、交付申請額により、2,778万2千円を減額するものです。

款4 県支出金のうち県負担金は、交付申請額に基づき、1,413万4千円を減額、県補助金につきましても、交付申請額

により、33万6千円を減額するものでございます。

款5 繰入金は、決算見込により一般会計からの繰入金を1,178万5千円減額するものでございます。

款8 諸収入は、サービス事業費の増加により、16万9千円を増額するものです。

続きまして、サービス事業勘定をご説明いたします。

3ページの歳入からご説明いたします。

款1 サービス収入は、サービス計画の増加により、予防給付費収入を7万3千円増額し、このことに伴い、4ページ、歳出 款1 サービス事業費を7万3千円増額するものでございます。

以上で議案第7号の説明を終わります。

続きまして、議案第8号 平成30年度和木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

本議案は、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ1,049万9千円を減額し、予算の総額を9,698万6千円とするものでございます。今回の補正は、決算見込みによるものが主なものでございます。

2ページの歳出からご説明いたします。

款2 後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、納付すべき負担金の確定等に伴い、1,049万9千円を減額するものでございます。

続きまして、1ページの歳入についてご説明いたします。

款1 後期高齢者医療保険料は、調停額の変動、決算見込みに伴い、861万4千円を減額するものでございます。

款2 繰入金は、広域連合納付金の確定に伴い、一般会計繰入金188万5千円を減額するものでございます。

以上で議案第7号、8号の説明を終わります。

議長 これより議案ごとに質疑を許します。

議長 議案第7号について質疑を許します。
質疑はありませんか。

質疑がないようですので、本案に対する質疑を。
失礼しました。灰岡君。

灰岡議員 議案第7号 介護保険特別会計の補正予算について伺います。

2ページの保険給付費、介護サービス等の諸費が7,900万円減額、高額介護サービス等の費が2,300万円減額、特定入所者介護サービス費が4,350万円の減額、予算をたてられる時にある程度データを基にこの予算たてられたと思うんですが、このように大幅な減額になっていることを、高額サービスが230万円、失礼しました高額入居者介護サービス費が435万円、予算をたてる時にある程度データを基にたてられたと思うんですが、これだけ大きく減額になったという事を町はどのように分析してらっしゃるのでしょうか教えてください。

議長 森本保健福祉課長。

森本保健福祉課長 予算をたてる時に伸びを見て予算をたてる訳でございますが、今回新たに「見える化システム」というシステムで算出致しまして予算が大きく伸びたことになりましたけど、それほど事業費が伸びなかったと、介護認定者もそれほど伸びてないということになって、大変申し訳ないんですが、事業費の伸びを多く見すぎたと、大変申し訳なかったと思っています。

議長 他に、他にないですか。

(「なし」の声あり。)

議長 ないようでしたら、本案に対する質疑を終結をいたします。

議長 議案第8号について質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結をいたします。

議長 日程第13 議案第9号 和木町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
これを議題といたします。執行の説明を求めます。
田中企画総務課長。

田中企画総務課長 議案第9号 和木町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

給与条例等の改正につきましては、先の12月定例会におきまして平成30年の山口県人事委員会勧告等に準じて、平成30年度分の改正について提案し議決をいただいたところでございます。

今回の議案は、平成30年人事委員会勧告においてなされた平成31年度分の給与改定の内容に準じて提案させていただくものでございます。

本条例案は4つの条と附則で構成されており、第1条で和木町一般職の職員の給与に関する条例、第2条 和木町議会議員の議員報酬等に関する条例、第3条 町長等の給与に関する条例、第4条 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例、それぞれの一部改正を定めています。

第1条は、一般職職員の期末手当について、現在は6月1.225月分、12月に1.375月分、管理職員については6月1.025月分、12月に1.175月分を支給することとなっておりますが、この支給割合を均等にするよう勧告がなされたことから、一般職員については6月、12月とも1.3月分、管理職員については6月、12月とも1.1月分、に改めるとともに、別表給料表については、国家公務員の給与水準との均衡を考慮し所要の改訂を行うことが必要と勧告されたことから、国家公

務員行政職俸給表に準じたものに改訂するものでございます。

なお、給料表の改訂率はマイナス1.9%となります。

第2条、3条、4条の改正は、議会議員の皆さま及び町長、副町長、教育長の期末手当について、一般職職員の期末手当と同様に6月と12月の支給割合を均等にするため、現在は6月1.55月分、12月1.8月分となっているものを、6月、12月とも1.675月分に改めるものでございます。

また、附則第1項において、この条例は、平成31年4月1日から適用するとともに、第3項において、号給の切換えに伴う経過措置として、切替日前日の給料月額に達しないこととなる職員については、その差額相当額を給料として支給することを定めています。

以上で、議案第9号の説明を終わります

議長 本案に対する、質疑を許します。
質疑はありませんか。

議長 兼本君。

兼本議員 これは職員のですね、給与に関する条例なんですけど、平成30年度に人事院勧告を受け入れてですね、給与改正ということがあったんですけど、31年度もですね、この改定に準じて職員の給与を、これ国家公務員と準ずるような形にすると思うんですけど、実質的には職員の給与は下がるんでしょうか。伺います。

議長 田中企画総務課長。

田中企画総務課長 今現在は県職の給料表を使っている訳なんですけど、先程申しましたように31年度からは国家公務員に準じた俸給表を、いわゆる国公給料表に切り替わる訳なんです。現在、山口県、県の給料表の方が国の給料表よりも若干高めになっております。だから4月以降は全体でマイナス1.9%ということなのです。

で給料表自体は下がる訳なんですけど、先程申しましたように附則において現給補償ですね、現在受けている金額は補償される事となりますので下がる事はありません。これは当面の間ということになっております。

ただ実際に給料表が下がりますので、昇給が思ったほど今まで通りには伸びない職員が現れてくることになると思います。

議長 その他。ございませんか。

(「なし」の声あり。)

議長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結をいたします。

議長 日程第14 議案第10号 和木町中央公民館関ヶ浜分館整備基金条例について

日程第15 議案第11号 和木町すくすくこども基金条例について

以上、2議案についてこれを議題といたします。

議事進行上、一括して執行の説明を求めます。

渡邊教育委員会事務局長。

渡邊教育委員会事務局長 それでは議案第10号及び議案第11号について、一括してご説明申し上げます。

まず、議案第10号 和木町中央公民館関ヶ浜分館施設整備基金条例についてご説明いたします。

この条例案は、「和木町中央公民館関ヶ浜分館」の改築事業が、平成31年度及び32年度の2ヶ年にわたることから、再編交付金を基金として積み立て、限られた財源を有効に活用することができるように、基金創設にあたり必要な条例を整備するものでございます。

第1条では、「和木町中央公民館関ヶ浜分館の改築および周辺施設の整備を図るための経費に充てる」とあり、基金の「設置の目的」を定めております。

第2条から第5条では、基金の「積立」、「管理」、「運用」、「処分」等について、「一般会計の歳入歳出予算に計上すること」、「最も確実かつ有利な方法により管理すること」などと定めています。

施行期日は附則にありますように公布の日からとしております。

以上で、議案第10号の説明を終わります。

続きまして、議案第11号 和木町すくすくこども基金条例についてご説明いたします。

この条例案は、和木町内のこども園・小中学校において、「特別な支援を要する園児・児童・生徒」が在籍する学級・クラスに、専任の非常勤保育士や非常勤教員を配置し、こどもの発達段階に応じたきめ細かな教育・保育ができるよう、その財源として再編交付金を基金に積み立て、有効活用するために必要な条例を整備するものでございます。

専任の教員や保育士をクラスに配置することにより、クラスが安定し、こどもたちが落ち着いた状態で保育や授業を行うことができれば、保育士・教職員の業務改善・働き方改革にもつながり、あわせて本町の子育て施策をより一層推進できるものと考えております。

第1条は、「特別な支援を要するこどもの健やかな成長と学級の安定化を図るための経費に充てる」とあり、基金の「設置目的」を定めております。

第2条から第5条では、基金の「積立」、「管理」、「運用」、「処分」等について、「一般会計の歳入歳出予算に計上すること」、「最も確実かつ有利な方法により管理すること」などと定めています。

施行期日は附則にございますように公布の日からとしております。

以上で、議案第11号の説明を終わります。

議長 これより議案ごとに質疑を許します。
議案第10号について質疑を許します。
質疑はございませんか。

議長 兼本君。

兼本議員 15の中央公民館の関ヶ浜分館ですね、整備基金条例を作られるということなんですけど、瀬田の分館の時はですね、基金条例なしでやってきましたけど、この関ヶ浜、条例を作ってますね、基金を貯めてやるってことなんですけど、理由があると思いますけど伺います。

議長 渡邊事務局長。

渡邊事務局長 関ヶ浜分館については、ちょっと法律がかわりましてアスベストの対策工事をしなければならなくなりまして、工期が今年度1年間で終わらない事がわかりましたので、今年、来年2ヶ年にかけて事業を行う。それで基金を活用して事業を行う、このようになったものでございます。

議長 兼本君。

兼本議員 瀬田の方の分館をですね、壊して直して建替えた、改築した時にはこのアスベストの関連はなかったんでしょうか。

議長 渡邊事務局長。

渡邊事務局長 はい、瀬田の方は法律がまだ未施行の状態でしたので、アスベスト対策工事は必要ではなかったということでございます。

議長 その他。

(「なし」の声あり。)

議 長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結をいたします。

議 長 議案第11号について質疑を許します。
質疑はありませんか。

議 長 灰岡君。

灰岡議員 この条例の名前が、和木町すくすくこども基金条例となっておりますが、これはこども園を対象としているのでしょうか。それとも和木町の小学校、中学校も全て対象としているのでしょうか教えてください。

議 長 渡邊事務局長。

渡 邊 こども園、それから小中学校全ての、こども園、学校について学級の安定化を図る為の必要な教員の配置をするための条例でございます

議 長 灰岡君。

灰岡議員 和木町のこども園、小学校、中学校に通う特別な教育を必要とする障害児教育、療育の全ての方が対象なんのでしょうか。対象外もあるのでしょうか。

議 長 渡邊事務局長。

渡 邊 ここで特別支援学校に通っているお子さんは当然ちょっとこの条例の対象とはならないんですが、和木こども園、小中学校に在籍していて特別支援学級に入っていないけれども学級の安定化のためにその子に寄り添った教員が必要となる、こう

いった子どもさんがいるクラスに配置して、そばで事業の支援ですとか行事の支援、こういったことを行うための専任の職員を配置するという事です。

議 長 灰岡君。

灰岡議員 現在、こども園、小学校、中学校に外国籍の子どもが在籍しているかどうかはわからないんですが、外国籍の場合も対象になるのでしょうか。

議 長 渡邊事務局長。

渡邊教育委員会事務局長 いえ、この条例では外国籍のお子さんは想定しておりません。

議 長 他に。

(「なし」の声あり。)

議 長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結をいたします。

議 長 日程第16 議案第12号 和木町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
これを議題といたします。執行の説明を求めます。
森本保健福祉課長。

森本保健福祉課長 議案第12号 和木町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本議案は、健康保険施行令の改正に伴い改正するもので、賦課限度額の引上げ、保険料による軽減額の変更が主なものでございます。

新旧対照表でご説明いたします。

第10条の10では、賦課限度額を58万円から61万円に変更するものです。

第13条の2保険料の軽減においては、減額して得た額を58万円から61万円にし、第2号で低所得者の保険料の5割を軽減する基準については、被保険者数に乗ずる金額を現行の27万5千円から28万円にし、第3号では、2割を軽減する基準について、被保険者数に乗ずる金額を現行の50万円から51万円に変更するものでございます。

以上で、議案12号の説明を終わります。

議長 本案に対する質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結をいたします。

議長 ここで暫時休憩をいたします。
ちょっと皆さんにご相談したいことがありますので、隣の全協室の方に議員の方はご移動を願います。

休 憩 10時 13分

再 開 10時 44分

議長 休憩前に引き続き、会議を再開をいたします。

議長 日程第17 議案第13号 和木町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

これを議題といたします。執行の説明を求めます。
村岡住民サービス課長。

村岡住民サービス課長 議案第13号 和木町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を説明いたします。

本条例改正案は、来年度から実施する予定としております「高齢者等のごみ出し支援事業」の手数料の額を定めるため、別表の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表をご覧ください。

別表（第12条関係）に、種別は「ごみ出し支援事業（戸別収集）」、取扱区分は「ごみ出し支援事業により町が収集処理するとき」、手数料の額は、「1月につき500円」を追加するものでございます。

なお、施行日は平成31年6月1日からといたします。

以上が、議案第13号についての説明でございます。失礼しました、施行日は本年6月1日からといたします。以上が議案第13号についての説明でございます。ご審議の上、ご議決いただきますよう、よろしくお願いいたします

議長 本案に対する質疑を許します。
質疑はありませんか。

議長 兼本信昌君。

兼本議員 新しい制度が作られるということなんですけど、高齢者等ですね、ごみ出し制度これを支援していくということなんですけど。この高齢者等のごみ出し制度、ごみ出しが困難になった高齢者等に代わり他の主体がですね、ごみ出しを手伝ってごみを収集する仕組の事なんですけど、基本的には高齢者宅からごみを預かって運ぶのですが、誰がどこまで運ぶのかにより様々な制度が出来ております。この制度は高齢者への見守りなどの効果的な期待も出来る仕組でありまして、福祉の面からもですね、大変いい制度になっております。和木町はですね、委託された

事業者が高齢者のごみを個別に収集する直接支援型にするというふうに伺っております。全国的にみても高齢者のごみ出し支援の取り組みは進んでおりまして、政令指定都市などは8割強、また中核都市では6割強、通常の市で3割、また町村自体ではですね、町村自治体では1割にも、これ町村自体非常に少ないんですけど、1割に満たない中ですね、和木町はこの取り組みに進むっていうことは大変意義深いというふうに思っております。

そういう制度の中でですね、質問3点あります。

このサービス、高齢者等のごみ出し支援サービスの公平性を確保するために、ごみ出し支援の対象者の範囲、どのようにされるのか。ごみ出しが困難でありながら必要な支援が受けられてない高齢者等の範囲をですね、どのように決めていかれるのか、この要件ですね、年齢とか世帯構成、介護認定、障害者認定等の状況。まだ要綱案がはっきり示されておりませんので案で結構ですので、わかっている範囲でですね、お知らせください。

議長 村岡住民サービス課長。

村岡住民サービス課長 対象者の範囲の現在の町の案でございますが、まず対象者となられる世帯の必須条件として、そのごみ出しが困難な方のみで構成される世帯であって、同一敷地内に、近隣等の親族がいない世帯等であるということがあります。1点目として。

続きまして、介護保険法の規定により要支援認定、または要介護認定を受けている者ということで、要支援1以上であれば全ての方が申請の対象になります。

それから障害者福祉法第15条に認める身体障害者手帳の交付を受けている方、それから療育手帳の交付を受けた方で、その障害の程度がAの者、その他介護保険法の規定に基づく事業対象者等で、介護認定を受けて無くても全各号に掲げるものと同等程度であると町長が認めた者について申請対象者とするというふうに考えております。

議 長 兼本君。

兼本議員 2番目なんですけど、支援のですね、可否を決めるですね、審査がどのようにするのか。ちょっと難しい面があると思うんですけど、支援が必要な高齢者、あるいは障害者の方、なかなか自身でですね、申請するのが難しい、また家族も遠方にいる場合が多いということもあります。支援制度には民生委員やケアマネージャーなどの協力が必要なんですけど、この辺の部分をふくめてですね、申請、あるいは審査等もですね、制度設計がしっかり出来ているかどうか、その内容を具体的なことは説明はなくても結構なんですけど、ある程度の制度設計があればですね教えてください。

議 長 村岡住民サービス課長。

村岡住民サービス課長 申請につきましては、町の保健福祉課の方に申請をしていただく事になっておりまして、そちらの方で専門の詳しい職員が出向いて調査いたしますし、もちろんケアマネージャーや民生委員さんの意見等も連携して聞いていくということとしております。本人が自ら申請できない方、多くいらっしゃると思いますので、そういった場合には親族、または介護を行う者等が代理で申請する事ができるとさせていただいております。という案としております。

議 長 兼本君。

兼本議員 大きな枠っていうことで伺いました。

最後の質問になるんですけど、500円のですね、負担をいただくということなんですけど、他市町を調べてまいりますとですね、多くの市町がですね、無料にしておる中ですね、月500円という負担をしていただくということになりますけど、制度自体は大変素晴らしい制度の中ですね、受益者負担500円、これの理由等があれば伺いたいと思います。

議 長 村岡住民サービス課長。

村岡住民サービス課長 手数料については、私共の方でも十分検討もさしていただき、また民生委員協議会の方とも意見等も聴取したりして調整してまいりました。やはり利用者がなるべく利用しやすいように多くの方が申請した場合に、受益者負担というのもある程度考慮しないとですね、全て一般財源で賄っていくというのは大変な、今後高齢者が増えていく中で難しい問題になるんじゃないかということですね、実際に収集すれば何件あるかちょっと把握がはっきりは難しいんですけれども、ある程度5%から10%程度の範囲でですね、負担をしていただいたらどうかということで500円という月額を決めさせていただいております。以上です。

議 長 他に。

議 長 はい、嘉屋君。

嘉屋議員 議 長 まず今回の議案に対しては賛成なんですけど、個別のボックス、収集ボックス、これの大きさ、また強風の時の対策、飛んでいたりしないのか、またこのごみに対する分別、この辺はどういうふうになるのかちょっと説明をお願いします。

議 長 村岡課長。

村岡住民サービス課長 ごみ収集ボックスについては2、3検討したものを考えております。ただなるべく遠くからでもごみが見えやすい形ということで、町としては鉄製でできた金網風の物を現在では一応考えております。

それから、分別については一応この4月から分別方法を改正する予定もあり、また全て分別免除という訳にはいきませんが、個別にですね、出される家庭がわかっておりますので、指導等を町の職員の方でもしながらですね、適正な分別をお願い

いしながらこの制度を続けて行きたいというふうに考えております。

議 長 嘉屋君。

嘉屋議員 今、金網製ということを知りましたが、だいたい重さ、また大きさこの辺がわかれば、だいたいでいいですから教えてください。

議 長 村岡課長。

村岡住民サービス課長 はっきり決定しておりませんが、サンプルとして用意しておるものはだいたい80センチ角程度で、ある程度風とかでも飛ばない、蓋が簡単に開けれるもの、折り畳みができるものをサンプルとしては用意をさせていただいております。

議 長 嘉屋君。

嘉屋議員 月1回の収集ということを知っています。その中では燃えるゴミ、プラスチックゴミ等いろいろですね、分別したら増えると思うんですけど、それは置けるのでしょうか。

議 長 村岡課長。

村岡住民サービス課長 高齢者宅のものということで、比較的ごみの量としては少ないんでないかという予測をしております。月1回ではなく週1回の収集で十分できるのではないかというふうに町では考えております。

これについても実施しながら不具合があればですね、その都度要綱の中でいろいろ検討していきたいと考えております。

議 長 他に。

議 長 上田君。

上 田 議 員 制度としてはすごく困難者の方たちには助かると思うんですけど、本当に困った困難者の方たちにはどうなのかなとちょっと疑問点が残る訳なんですけども、例えば普段分別をしなければなりませんし、それから本当に家の外まで運べない方、それから分別がしようと思っても出来ない方、対象外になるようなことになるのではないかというふうな気持ちがあるんですが。それは入ってるケアマネとかそういうものも利用しながらということになるのでしょうか。

議 長 村岡課長。

村 岡 住 民 介護保険の方ですね、メニューも新しく変わっていろいろ
サ ー ビ ス できておまして、そちらの方での対応というのは十分考えら
課 長 れるということですね、保健福祉課とも協議してですね、その辺の対応はさせていただきたいと、このごみ出し支援事業ではなく他の支援の方で対応させていただきたいと考えております。

議 長 他に。ありません。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結をいたします。

議 長 日程第18 町長の施政方針についてを議題といたします。
米本町長。

米 本 町 長 それでは、平成31年度当初予算案をはじめとする諸議案のご審議をお願いするに先立ち、私の施政方針と予算案の概要について申し述べさせていただきます。

現在、国においては昨年6月に「経済財政運営と改革の基本方針2018」を閣議決定し、「新経済・財政再生計画」の枠組みの下、引き続き手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組むこととし、歳出全般にわたり、平成30年度までの取組を強化するとともに施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、中身を大胆に重点化することとしています。

さらに、本年10月1日には消費税率が引き上げが予定されており、それにあわせて幼児教育の無償化や自動車税の見直し等が実施され、社会保障・税一体改革の動向を注視する必要がある状況となっています。

さて、本町の財政状況を申し上げますと、平成18年度以降続いていた法人を主とした町税の減収は今年度多少の回復をみせたものの、継続的に安定した税増収となるかは不透明であり、今後も普通交付税や臨時財政対策債に頼らざるを得ない財政運営が続くことが予想されます。

このような状況の中、今年度は「和木こども園整備事業」をはじめとした大規模事業の実施により、財政調整基金を当初約4億6,000万円と大きく取り崩す予定としておりましたが、税収の一部回復や米軍再編交付金が当初見込みのとおり交付されることとなるなど、約1億円程度の取り崩しで済む見込みとなっております。しかし来年度当初予算は、これまでと同様、米軍再編交付金や各種補助金、地方債を有効活用しますが、引き続き財政調整基金を取り崩す必要があります。また、公共施設やインフラの老朽化による改築・修繕が大きく財政を圧迫しているため、今後も厳しい財政運営が予想されます。

私はこのような厳しい状況を踏まえまして、「活力ある和木町・魅力ある和木町」を基本理念に、限られた財源が効果的・効率的に活用されるよう、事務事業の見直しや優先順位の決定、重要事項への財源確保など、各種事業のバランスを取りながら、しっかりしたコスト意識のもと合理化・効率化を行い、平成31年度の予算案を編成いたしました。

それでは、平成31年度和木町当初予算案の概要について、具体的に説明して参ります。

まず最初に、予算規模でございますが一般会計において、39億8,305万5千円となり、平成30年度当初予算と比較して、18億1,200万7千円、31.3%の大幅な減額となっております。これは、教育費であるこども園整備事業、瀬田分館整備事業、衛生費の岩国市ごみ焼却施設負担金及び土木費の町営住宅建設事業が平成30年度当初予算と比較して大幅に減額したことが主な要因でございます。なお、特別会計を含めた予算総額では、56億2,171万7千円となり、20億9,894万8千円、27.2%の減額となっております。

それでは、和木町第5次総合計画の重点施策となっている4つの柱に沿って、歳出からご説明申し上げます。

まずは、「元気な子どもを育む子育て支援」からですが、将来を担う人材を町ぐるみで育成するため、乳幼児から高校生をも含めた子どもの支援策を統一的に捉え、町独自の子育て支援を推進してまいります。

出産祝い金支給事業、妊婦さんの歯科検診、各種予防接種事業、難聴児童補聴器購入補助金は引き続き計上しております。なかでも、予防接種事業は来年度大幅な拡充をいたします。詳細としては、任意接種である、ロタ1価と5価、おたふくかぜ及び1才から14才のインフルエンザの予防接種に対して、約5割程度の助成を開始いたします。なお、中学3年生及び高校3年生のインフルエンザ予防接種は引き続き全額補助としております。

子育て支援面では、来年度6月、保健相談センター内に「子育て世代包括支援センター」を開設します。このセンターは、支援が必要な妊婦さんと支援事業を実施する関係機関とをつなぐ橋渡しの役割を担っており、妊娠期から子育て期にわたる支援を切れ目なく行う体制を整えることとなります。支援内容としては、今年度から実施しております「産後2週間相談」、家事や育児に係る「産後の相談支援」、「産後ケア（宿泊型）」、それに加えて「妊娠7ヶ月面談」、「新生児訪問」や「助産師によるサロン開催」などがあります。これにより出産に伴う環境や心境の変化に直面するお母さんの不安を少しでも解消する

ための、さらなるサポート体制が構築できることとなります。

次に「保育所・幼稚園から」を改めまして、「こども園から小学校・中学校までの一貫した教育の充実」です。

平成29年度から進めてまいりました和木こども園整備事業ですが、この程園舎が完成し、4月の開園に向けての準備が着々と進められているところでございます。外構や園庭倉庫などは継続事業となっており、園全体の完成は5月末となる見込みでございます。

こども園の開園にあたり、保育の充実や保護者の方の就労時間を考慮した開園時間等の見直しを行い、2号・3号こどもさんの開園時間の延長及び平日閉園後の延長保育を実施することといたしました。詳細としましては、平日の開園時間を18時までから18時30分までと30分延長し、閉園後の18時30分から19時まで延長保育を実施いたします。また、土曜日の開園時間を14時までから17時までと3時間延長いたします。

保育所で行ってきた「子育て支援センター」や園に通っていないお子さんが利用する「一時預かり事業」もこども園で引き続き実施してまいります。特に「一時預かり事業」につきましては、保護者の子育ての負担を軽減するため、従来の利用要件に加えて、月の限度利用回数のうち2回まで育児疲れ解消やリフレッシュ等の理由での利用も可能といたします。

来年度予算には、これらの事業実施に係る臨時雇用賃金等の予算を増額して計上しております。

また、こども園は町内の多くのこどもさんが集まる施設となることから、各種ウィルスへの対策を強化するため、教室内などに噴霧する、こどもにも安全な次亜塩素酸を使用した薬剤の購入予算も計上をしております。

小中一貫教育は、今年度で、国指定の3ヶ年事業が終了したところですが、こども園が開園したこともあり、より一層、園小中一貫教育を加速させるため、2020年まで引き続き研究を続けることといたしております。

また、小学生・中学生の各種検定料全額助成、イングリッシ

ユキャンプ参加に係る補助、中学生・高校生の海外派遣やALTの活用等、和木町のこども達の学力向上と国際的に活躍できる人材育成のための事業についても継続してまいります。

次に、「町民の元気を保つ、健康づくりの支援」でございます。

町民の皆さんの健康づくりを応援する取組として各種がん検診やABC検診、受診率向上を図る「健康マイレージ事業」、そしてガンと闘う方の費用面・精神面のサポートのための「がん患者医療用補正具購入費助成制度」を引き続き計上しております。また、最近話題となっております風疹の予防接種について、39才から56才の男性を対象として、抗体検査を含めて全額補助を実施します。

「みんなが生徒、みんなが先生」の合言葉のもと実施している和木学園事業では、講演会や町民の皆様による様々な講座の開設、英検・数検・漢検・TOEICの各種検定料全額助成を引き続き実施することで「生涯学習」を推進していきます。

さらに、住み慣れた地域でいつまでもイキイキと暮らすためのサポートとなるように介護保険特別会計事業として「生活支援体制整備事業」に着手します。これは特に高齢者の方の社会参加や生活支援の充実を図ることを目的としており、買い物・ゴミ出し・電球交換など日常生活でのちょっとした困りごとをご近所さん同士で助け合える地域づくりを目指していくものです。来年度はご協力いただける2つの自治会をモデル地区として、地域の状況を目に見える形にする「支え合いマップ」を作成することとしています。また、並行して「高齢者等のゴミ出し支援事業」についても、衛生費の中で実施することとしております。

次に、「防災・防犯体制の充実」です。

災害時の防災拠点利用も含め建て替えをしておりました「公民館瀬田分館」が今年度完成し、来年度は「公民館関ヶ浜分館」の建設に取り掛かります。

関ヶ浜分館に関しましては、当初平成31年度中の完成としておりましたが、工法の変更などにより2年間にわたることと

なりました。住民の皆様には長期間利用できずご不便をおかけしますが、ご理解いただければと思います。

次に、平成27年度から実施しております防災行政無線デジタル化工事が来年度完了いたします。最終年となります平成31年度は消防団の移動車両等に整備されている機器の入れ替えを実施し、これをもって事業総額約3億5,000万の防災行政無線設備はすべてアナログからデジタルに移行することとなります。

また、家庭用防犯カメラの設置、防犯スペシャリスト及び自主防災アドバイザー養成に係る費用、地域防災マネージャーを配置する予算、消費生活相談員等の消費者行政推進事業として、うそ電話詐欺防止のための録音機能付き電話機の貸し出しや啓発用ハガキの予算も引き続き計上しております。自主防災組織活性化の補助金は、来年度から新たな3年の補助期間をスタートさせますので、前述の防災スペシャリストやアドバイザー養成費用とあわせて積極的にご活用いただき、地域での自主防災の充実・強化に役立てていただければと思います。

なお、来年度は、岩国市・和木町を会場とする山口県の防災訓練の開催が決まっております。和木町としても充実した訓練を実施したいと考えております。今回は「避難所の運営」を中心とする訓練を計画しており、そのための経費を計上しております。災害は起こらないことが一番ですが、万一発生した際には住家被害認定調査や罹災証明の発行を迅速に行うことを主な目的として、山口県被災者関連システム導入負担金を計上しております。県下統一システムのため、他市町との応援体制が可能となります。

そのほかの大きな事業としまして、来年度は、恵庭市との姉妹都市締結40周年となります。和木町での記念式典や文化交流を兼ねてお互いの歴史資料の交換展示などを企画しております。

また、蜂ヶ峯にぎわい創出拠点整備事業も本格的に始動することとなり、新たな和木町の魅力が創られていくこととなります。

さらに、我が町の特色であります、給食費の無料化や持ち家に対する住宅建設奨励金・利子補給金等の事業も継続しております。

なお、ここ数年大幅な伸びを見せておりましたふるさと納税は、制度の見直しと税制改正により、これまでのような寄付金が見込めないと判断し、事務費等を大幅に減額し計上しております。

また、今年度議会の皆様から頂きました「公共交通の見直し」のご提言を現実化するため、ワゴン車1台の購入予算及び関連経費を計上しております。

しかしながら来年度は認定こども園の開園、そして早々から7月まで選挙が続きます。その準備や元号改正、プレミアム商品券、消費税引き上げと、これまでにない多くの事業や制度の見直しに取り組まなければなりません。これらに少なくない人手を取られることとなります。公共交通改正には設計・協議・検証、委員会の開催、各種届け出などが必要であり、引き続き議会の皆様のご協力のもと、少し長めのお時間を頂きたいと思っております。

特別会計への繰出金ですが、簡易水道事業特別会計へは平成30年度に比べ増額となっておりますが、国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療・公共下水道事業の4つの特別会計ではそれぞれ減額となっております。

最後に、公債費ですが平成30年度と比較し、1,095万6千円、2.7%の増額となっており、平成31年度末の一般会計における地方債残高は、56億2,064万円となる見込みでございます。

続きまして、歳入予算の内容につきましてご説明申し上げます。

まず、町税の個人町民税ですが、2億9,951万8千円で平成30年度と比較し、441万3千円、1.5%の減額と見込んでおります。法人町民税におきましては、6,264万8千円、158万7千円、2.5%の減額と見込んでおります。

次に、固定資産税ですが、9億8,775万6千円で167

万 1 千円、0.2%の増額となる見込みであり、町税全体での計上額は13億8,622万7千円で、400万円、0.3%の減額となる見込みでございます。

また、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金につきましては、減額するものと見込んでおりますが、一方、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式譲渡所得割交付金、地方特例交付金については、増額するものと見込んでおります。

地方交付税につきましては、4億9,000万円、平成30年度と比較し、3,500万円、7.7%増額の見込みです。

国庫支出金につきましては、5億3,019万4千円、平成30年度と比較し、1億3,251万1千円、20.0%減額の予定です。

県支出金につきましては、1億9,686万8千円、平成30年度と比較し、1,392万7千円、6.6%の減額となっております。

財産収入につきましては、平成30年度とほぼ同様と見込んでおり、寄附金は、ふるさと納税を、昨年度から大幅に減額し500万円と見込んでおります。

なお、いただいた寄附金は、こども園・小学校・中学校の給食無料化、小中高を通じた各種検定費用の助成、中学生・高校生の海外派遣に係る補助費、出産祝い金による子育て支援等に活用させていただいております。

繰入金は、「こども園施設整備基金」から5,405万9千円、「健やか安心基金」から3,527万7千円、「地域振興事業助成基金」から1,136万4千円、「関ヶ浜分館整備基金」から2,877万4千円、新たに設置しました、特別な支援を要する子どもに保育士等を加配するための「和木町すくすくこども基金」から1,553万円をそれぞれ繰入れし、歳出超過を穴埋めする財政調整基金の取崩しは、2億8,900万円の予定でございます。

諸収入は、和木町土地開発公社貸付金の元金収入が歳出と同じ、2億4,800万円で計上しており、諸収入全体では、2億

9,021万7千円となり、1.7%の減額となっております。

町債は、2億8,540万円で、平成30年度と比較して10億7,300万円、79.0%の減額となっております。内訳といたしましては、装束雨水ポンプ場改修事業債が6,170万円、緑ヶ丘団地第3棟建設事業債が5,090万円、岩国市ごみ焼却施設整備事業債が3,300万円、などが主なものでございます。

結びとして、いよいよ幼保連携型認定こども園である和木こども園が開園します。当初は色々なことが起きると予想されるため人材確保のための予算に少し余裕を持たせております。しかしながら、先ほども述べましたが、来年度は早々から選挙が続き、元号改正や消費税の値上げに伴い現時点では詳細がはっきりしていない幼児教育・保育の無償化など多くの事業に取り組んで行かなければならず、人材の確保や人的負担の増大を懸念しているところです。

また大型公共工事の整備は少ないにも関わらず、老朽化の手当てに大きな財政負担を強いられるなど、財政調整基金の取り崩しを余儀なくされ、財政の硬直化は進んでおります。

加えて社会増、自然増に振れておりました人口も、緩やかな減少傾向となり新たな施策を導入すべき時ではありますが、無理をして魅力的に見える事業を推し進めることは町財政を圧迫するリスクも考えられ、町民税や固定資産税なども減少していることからまず行政改革等に取り組み財源を確保した後、再来年度に向け議会の皆様からご要望がありました個別受信機の検討や防犯カメラの増設等を含め、準備を進める年として行きたいと考えております。

そして和木町のアドバンテージについては、これまでの施策をしっかりと継続して行き、新しい施策については財政措置などのタイミングを計りつつ導入して行くつもりです。

今後とも議会の皆様方そして町民の皆様方のご協力のもと「協働の町づくり」に力を入れ、「魅力ある和木町、活力ある和木町」の実現に向け町政を進めて行くことに努めて参ります。

以上、平成31年度施政方針、並びに予算案の概要につきまして、ご説明申し上げます。町民の皆様並びに議員の方々には、より一層のご理解、ご協力をお願いするとともに、本定例会に提出いたしました平成31年度予算案並びに諸議案について、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いを申し上げます。私の施政方針及び新年度予算案の概要説明とさせていただきます。

議長 日程第19 教育行政施政方針についてを議題といたします。

重岡教育長。

重岡教育長 本日は議会の貴重な時間に、私の発言にご配慮をいただきましたことに対しまして、感謝し厚く御礼申し上げます。

今日、知識基盤社会への新たな進展やグローバル化等が進行し、国際社会、高度情報化・技術化社会などと呼ばれ、私たちはかつてない社会の大きな変革期にいます。また、人工知能(AI)やロボテックスなどの先端技術が高度化して「超スマート社会」と言われる Society5.0 が訪れようとしています。

昨年6月5日、文部科学省は「Society5.0に向けた人材育成～社会が変わる 学びが変わる～」と題した報告書を公表しました。その第二章「新たな時代に向けて取り組むべき政策の方向性」を読みますと、平成28年度に策定された「第5次和木町総合計画」における「基本計画」等をもとに、和木町教育委員会が策定した「第2次和木町教育振興基本計画」は、「超スマート社会に向けた取組を推進する基盤」と大いに重なっていると感じております。

議員の皆様がご承知のとおり、「第5次和木町総合計画における基本計画」及び「第2次和木町教育振興基本計画」は、来年度5カ年計画の4年目となります。残り2カ年となりますので、今後の施策等がぶれることがないよう、今一度再確認し、来年度の教育行政を進めていく所存です。

和木町教育の全体構想を「町ぐるみ『和木学園』」とし、教

育目標に、「ふるさと和木に誇りと愛着を持ち、和木の将来を担う人づくり」を掲げ、『未来に輝くたくましい和木っ子』の育成」と「生涯学習の充実を図り、豊かな心を育むとともに文化を支える人づくり」を「目指す教育の姿」としています。

そこでは、

- ・「わきあいあい（アクティブ・ラーニング）で学ぶ」学校教育の推進
- ・「緑の風薫る文化のまち和木町」を支える生涯学習環境の整備
- ・「尊師親愛生」の教育風土の醸成

の三つを教育施策の柱としております。

この三つの教育施策は、「第五次和木町総合計画」の重点施策である

- ・元気な子どもを育む支援
- ・こども園から小学校・中学校までの一貫した教育の充実
- ・生涯学習の推進、芸術・文化の振興、スポーツの振興
- ・学校教育の充実

をもとにしております。

これらをできるだけ総合的・横断的に捉えながら、三つの教育施策に関連づけて取り組んでいるところでございます。

本町では、これまで、新学習指導要領に対応した教育課程の編成や授業改善、地域とともにある学校づくりなどを進めてまいりました。昨年11月27日には、その取組の一端を「やまぐち小中一貫教育実践発表会 in 和木・岩国」においてご紹介いたしました。当日は、実践発表会も含めて「教師の日」として設定しました。議員の皆様方をはじめ、県内外のたくさんの教職員・教育関係者の皆様にもご覧いただいたところでございます。

これからの社会を生き抜いていくためには、園小中の15年間の間で、多様な価値観や個性と出会い、それらを互いに尊重し、つながりを深め、よりよい地域連携社会を築こうとする志や意欲をもち、他者と協働しながら価値の創造に挑み、未来を切り拓いていく力を身につけることが必要と考えます。

本年4月の「和木町立幼保連携型認定こども園」の開園を機に、教育と保育、福祉が一体となった子育て支援を行うなどの取組を推進し、学校・家庭・地域の結び付きがより強固なものにしたいと考え、来年度の大きな教育事業の2点についてお話ししたいと思います。

1点目は、こども園と小学校に関わる事業です。県教育委員会の指定をいただき、小学校教員1名、こども園に1年間派遣する予定です。幼児期の指導及び幼児期の育ちを踏まえた小学校（特に低学年）ですけれども、その小学校での指導の在り方について研究を深め、園小中一貫コミュニティ・スクールにおける園小の接続期を中心とした一貫指導の推進を図ります。

2点目は、中学校に関わる事業です。こちらも県教育委員会の指定をいただき、「心を育む道德教育」の研究をします。中学校の道德につきましても、本年4月から、「特別の教科 道德」として教科書を使っての学習を行うこととなりますので、研究指定を受けて、生徒の心を育む道德教育を推進する絶好の機会と捉えました。研究期間は2年間の予定です。

議会や総務文教常任委員会でも話題になりました「いじめ」についても、道德の教科書にはたくさんの教材が取り扱われており、「いじめの未然防止」等につながるような指導方法の研究もできるものと考えております。また、特別支援教育や人権教育等につきましても、共生社会の形成、インクルーシブな社会の構築、人間尊重など、どれも道德教育の推進に向けて必要不可欠な内容です。引き続き、きめ細やかな取組が行えるよう県教委とも連携し、充実と推進を図ります。

来年度は、今お話しいたしました2つの大きな研究事業を中心に取組みますが、「園や学校だけが研究する」とか「教師だけが指導する」という一元モデルではなく、教師とは異なる知見を持つ各種団体や様々な地域住民とも連携・協働し、「社会に開かれた教育課程」が実現できるよう、多元モデルの教育の進め方について工夫する必要があると考えております。

地域住民と一緒に事業を進めることは、教育基本法第三条の生涯学習の理念や「町ぐるみ和木学園」構想の実現にも

つながるものと考えております。

このように、園小中一貫コミュニティ・スクールとソーシャル・キャピタルのさらなる充実を図り、「緑の風薫る文化のまち和木町」の教育行政・教育活動を推進してまいります。

その他、プログラミング学習の必修化に向けた準備や和木町スポーツ振興計画の策定など、「やりたいこと」や「やらなければならないこと」がたくさんありますが、「第5次和木町総合計画」や「第2次和木町教育振興基本計画」を基にした「町ぐるみ『和木学園』」構想を中心に据え、我が町が持続可能な発展を遂げることができるよう、地域性や独自性を生かした特色ある教育の振興・推進に積極的に取組み、和木の将来を担う人づくりに努めます。

終わりにになりましたが、毎年、皆様方には、教育環境の整備や教育内容の充実に対しまして、お力添えをいただき感謝しております。

今後とも教育行政へのご理解・ご協力、並びにご指導・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、教育行政施政方針といたします。

貴重な時間、ありがとうございました。

議 長 日程第20 議案第14号 平成31年度和木町一般会計
予算

日程第21 議案第15号 平成31年度和木町国民健康
保険特別会計予算

日程 22 議案第16号 平成31年度和木町簡易水道
事業特別会計予算

日程第23 議案第17号 平成31年度和木町公共下水
道事業特別会計予算

日程第24 議案第18号 平成31年度和木町介護保険

特別会計予算

日程第25 議案第19号 平成31年度和木町後期高齢者医療特別会計予算

以上6議案を米本町長の施政方針を議案説明にかえ、議事進行上、一括して議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

町長施政方針及び教育行政施政方針並びに議案第14号から議案第19号までの6議案について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議長 質疑がないようですので、以上で質疑を終結をいたします。

議長 ここでおはかりをいたします。

議案第14号から議案第19号までの6議案については、議長を除く9人の議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長 異議なしと認めます。

議長 したがって、議案第14号から議案第19号までの6議案につきましては、議長を除く9人の委員をもって構成する、予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定をいたしました。

議長　ここで暫時休憩をいたします。
議員の皆さん大変でしょうが全協室の方にちょっと移動を願います。

休憩　　11時　38分

再開　　11時　40分

議長　休憩前に引き続き、会議を再開をいたします。

議長　休憩中に行われました委員会におきまして、委員長に嘉屋富公君、副委員長に灰岡裕美君が選任をされましたのでご報告を申し上げます。

なお、委員長におかれましては、今会期中に審査を終了していただき、最終日までにその結果を議長に報告をしていただきますようお願いをいたします。

議長　日程第26　議案第20号　和木町公共下水道大竹圧送幹線の建設工事委託に関する協定書の一部を変更することについて

これを議題といたします。執行の説明を求めます。

田中企画総務課長。

田中企画総務課長　議案第20号　和木町公共下水道大竹圧送幹線の建設工事委託に関する協定の一部を変更することについて、ご説明申し上げます。

本議案は、平成29年6月町議会の議決を経て、日本下水道事業団と締結した和木町公共下水道大竹圧送幹線の建設工事委託に関する協定の一部を変更することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

協定一部変更の概要といたしましては、協定金額5億2千万円、うち平成30年度事業費2億1千6百万円を、協定金額7億5千万円、うち平成30年度事業費4億4千6百万円に改めるものでございます。

以上で議案第20号の説明を終わります。

議長 本案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり。)

質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結をいたします。

議長 日程第27 議案第21号 和木町地域活動支援センターの指定管理者の指定同意について

これを議題といたします。執行の説明を求めます。

森本保健福祉課長。

森本保健福祉課長 議案第21号 和木町地域活動支援センターの指定管理者の指定同意についてご説明申し上げます。

和木町地域活動支援センターにつきましては、平成22年4月から和木町社会福祉協議会を指定管理者として管理運営を行っておりますが、本年3月末日をもって、指定期間が満了になるため、本議案は、本年4月1日から平成34年3月31日までの3年間の指定管理者として、社会福祉法人 和木町社会福祉協議会を指定することについて、和木町公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例第3条の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

以上で議案第21号の説明を終わります。

議長 本案に対する、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結をいたします。

議 長 日程第28 議案第22号 和木町道路線の認定についてこれを議題といたします。執行の説明を求めます。
末岡都市建設課長。

末岡都市建設課長 議案第22号、和木町道路線の認定について、ご説明申し上げます。

本議案に係る路線は、民間の宅地開発により整備された敷地内道路を、町道として認定する為、道路法第8条第2項の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

詳細については、別添位置図をご覧ください。和木5丁目地内における分譲地7区画の接道で、延長が67mでございます。路線番号は4630。路線名は「大毛保E線」、起点は和木町和木5丁目865番6地先。終点は、和木町和木5丁目873番5地先でございます。

以上で、議案第22号の説明を終わります。

議 長 本案に対する、質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結をいたします。

議 長 日程第29 議案第23号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について

日程第30 議案第24号 山口県市町総合事務組合の財産処分について

以上、2議案についてこれを議題といたします。

議事進行上、一括して執行の説明を求めます。

田中企画総務課長。

田中企画
総務課長

議案第23号および議案第24号について、ご説明いたします。

議案第23号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更については、地方自治法第286条第1項の規定により、平成31年3月31日限りで養護老人ホーム秋楽園組合を脱退させ、4月1日から公平委員会の設置および公平委員会の権限に関する事務を共同処理する団体に光市および光地区消防組合を加えるとともに、このことに伴い同組合規約を変更することについて、関係地方公共団体と協議するため、地方自治法第290条の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第24号 山口県市町総合事務組合の財産処分について、ご説明いたします。

本議案は、地方自治法第290条の規定により、養護老人ホーム秋楽園組合が山口県市町総合事務組合の退職手当支給事務を共同処理する団体から離脱することに伴う財産処分をすることについて、町議会の議決を求めるものでございます。

以上で、議案第23号および議案第24号の説明を終わります。

議長

これより議案ごとに質疑を許します。

議案第23号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結をいたします。

議 長 議案第24号について質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結をいたします。

議 長 日程第31 議案第25号 周陽環境整備組合理約の変更
に関する協議について
これを議題といたします。執行の説明を求めます。
村岡住民サービス課長。

村岡住民サービス課長 議案第25号 周陽環境整備組合理約の変更に関する協議
について、ご説明申し上げます。

本議案は、平成31年4月1日から岩国市新ごみ焼却施設が
本格稼動することに伴い、周陽環境整備組合において運営して
いるごみ処理施設が平成31年3月31日をもって稼働停止
することから、周陽環境整備組合の規約の変更を行うことに関
し、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、関係地方公
共団体と協議して定めることについて、同法第290条の規定
により、町議会の議決を求めるものでございます。

規約の変更内容については、新旧対照表をご覧ください。

共同処理する事務を定める第3条中、下から2行目になりま
すけれども「ごみ処理施設及び温水プール等の余熱利用施設の
設置、維持管理及び運営に関する事務を共同処理する」を「ご
み処理施設の維持管理及び解体並びに温水プールの設置、維持
管理及び運営に関する事務を共同処理する」に改めるもので
す。

以上、周陽環境整備組合理約の変更に関する議案説明といた

します。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 本案に対する、質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

議 長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。
よって、本日はこれにて散会をしたいと思いますが、ご異議
ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長 異議なしと認めます。
本日はこれで散会をいたします。
ご苦労さんでした。

閉 会 11時 52分